

# 適切な意思決定支援に関する指針

## 1. 基本方針

患者様が人生の最終段階(生命維持処置を行わなければ、比較的短期間で死に至るであろう、不治で回復不能な状態のことを指します)を迎えた際に、その人らしい最期を迎えられるよう、ご本人の意思決定を基本として医療・ケアを進めていきます。

以下の指針は厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を踏まえて作成しています。

## 2. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

①医師などの医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて患者様・ご家族様が多専門職種(医師・看護師・介護士)の医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、ご本人による意思決定を基本とした上で、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要です。また、ご本人の意思は変化しうるものであり、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームより行われる必要があります。ご家族様等の信頼できる方も含めて、話し合いが繰り返し行われることが重要です。

②人生の最終段階における医療・ケアについては、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断しなければいけません。

③医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛や不快な症状を緩和し、ご本人・ご家族様への精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うことが必要です。

## 3. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

### ①ご本人の意思確認が可能な場合

上記「2. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方」に基づき、ご本人による意思決定を基本とします。ご本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性もあるため、ご家族様も含めた話し合いも繰り返し行われることが必要です。話し合った内容は、その都度、文書にまとめるものとします。

### ②ご本人の意思確認が出来ない場合

・ご家族様等がご本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、ご本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。

・ご家族様等がご本人の意思を推定できない場合には、ご本人にとって何が最善かについて、ご本人に代わる方としてご家族様等と十分に話し合い、最善の方針をとることを基本とします。

・ご家族様等がいない場合及びご家族様等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、ご本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。

話し合った内容は、その都度、文書にまとめるものとします。

### ③複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記①ご本人の意思確認が可能な場合、②ご本人の意思確認が出来ない場合、において医療・ケアの内容の決定が困難な場合や、内容についての合意が得られない場合等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、方針等についての検討及び助言を受けることが必要であると考えます。